

フランスの研究開発税額控除

(244条CGI B 4号 -article 244 quater B du CGI)

フランスの研究開発税額控除制度は、フランスで研究活動を行う企業にとって大変有利な措置である。2011年の財政法(Loi de finance)により改正され、本制度の仕組みは一層効果的なものとなった。なかでも中小企業に対しては控除額の即時還付が可能となった。フランスの研究開発支援は、企業のニーズに応じて、イノベーション産業を優遇するべく維持されてきた。(実際、2009年フランスでは研究開発税額控除として62億€の財政支出があった)

I. 研究開発税額控除の適用範囲

1. 対象企業

- フランス国内で工業、商業、農業分野の活動を行う企業
- 企業の法的形態を問わない(企業、仏企業の一部門、外国企業の事業所など)
- フランスで法人税もしくは所得税が課せられている企業

研究開発税額控除を受けるためには、法人税申告書(formulaire N°2572)を提出する際に、同時に特別申請用紙(déclaration N°2069)で申請する。

2. 対象となる研究事業

基礎研究、応用研究、および実験的開発が研究税額控除の対象となる。

- ☉ 基礎研究とは、技術的な問題の解決に対して、理論的あるいは実験的な貢献をし、説明的な図解や分かりやすい理論を用いて、特性、構造、物理的または自然現象を分析し、その結果導かれる事実を構築することである。
- ☉ 応用研究とは、基礎研究結果の可能な応用を見極め、企業が事前に定めた目標を達成するための新たな解決法を見つけることである。応用研究とは、製品、オペレーション、手法につき、実証のためのモデルを実現することである。
- ☉ 実験的開発とは、実質的改良に向け、決定的となる技術的要素を与えるために必要なあらゆる情報を収集するべく、プロトタイプや実験設備を用いておこなわれるもの。(ここでいう実質的改良とは、新しい特性を持たせる改変であり、既存の技術の単純利用によるものではないとする)

対象となる研究開発例

医療分野:

- ・基礎研究: 抗体分子間におけるアミノ酸配列の特定
- ・応用研究: 様々な病気の抗体識別
- ・実験的開発: 抗体合成の手法、臨床治験

自動車産業:

- ・基礎研究: 空気抵抗の最適化を研究
- ・応用研究: 空気抵抗が最適化された形状を開発
- ・実験的開発: 開発された形状でプロトタイプを作成

ソフトウェア設計:

ソフトウェア作成には3つの段階がある: 設計、製作、ユーザーへの利用提供とフォローアップ

- ・ 設計段階での費用は、新しいソフトウェアを設計する場合、または既存のソフトウェアに実質的改良をもたらす場合において、研究開発税額控除が適用となる。ソフトウェアの有効性、人間工学、互換性、信頼性、あるいは適応性を高める開発費用は適用外とされる。
- ・ ソフトウェア設計の段階が研究開発に相当していれば、プログラミングやテスト、テストラン(生産段階)の費用は研究開発税額控除の適用対象になる。
- ・ ユーザーへの利用提供とフォローアップは完全に研究開発税額控除の適用外である。

3. 対象となる支出

- ▶ 研究開発に直接、かつ専任として携わる研究者および技術者の人件費(税込給与総額と社会保障負担費)
- ▶ 若手博士の人件費: 無期限雇用契約(CDI)で採用された博士の採用後2年間(24ヵ月)の人件費の200%(当該若手博士にとってはじめてのCDIでの採用であることが条件)
- ▶ 研究業務に直接関連して使用される建物や設備の減価償却費
- ▶ 経常経費(一括定額):
 - √ 対象となる研究者や技術者の人件費(給与と社会保障費)の50%
 - √ 研究開発に使用される建物や設備の償却費の75%
 - √ 若手博士の最初の24ヵ月分の給与の200%
- ▶ 研究業務のために取得した特許や植物新品種保護権(certificats d'obtention végétale: COV)の減価償却累計額
 - ▶ 特許や植物新品種保護権の取得、維持及び防衛費用
 - ▶ 特許保険契約(contrats d'assurance-brevet)に関わる保険料(年間60,000€を上限)
 - ▶ 研究開発活動のために必要な技術動向モニタリング費用(年間60,000€を上限)
 - ▶ 規格化費用の50%;
 - ▶ 企業が研究開発税額控除の申請を外部コンサルタントに依頼する場合、その費用が一定の限度を超える際に研究開発税額控除基準から減額される。一定の限度とは、税別で15,000€を超える支出、または研究開発活動のために得た公的補助金を差し引いた研究開発税額控除基準の5%を超えた費用のこと。費用が研究開発税額控除額の割合で計算されている場合、その支出は研究開発税額控除基準から全額差し引かれる。

- ▶ EU内および、ノルウェー、アイスランドで委託した研究開発活動に関する費用は、企業と国が認可した機関との間に依存関係がない場合、年間1000万€、依存関係がある場合は200万€までが対象となる。また、公的研究機関、修士の学位を認定する高等教育機関、公的科学研究協力機関、認可を受けた科学研究協力財団や当該の分野で公益性を認定された財団に委託した費用については、この上限1000万€に加えて200万€が上乗せされる。

認可された民間の専門家や企業に委託した研究開発の費用は、上述の上限額の適用以前に、税額控除の権利を有するその他費用の300%を上限とする。

研究開発税額控除は、申告制である(déclaration N°2069)。企業は、申告書に記載したすべての金額、特に研究開発税額控除を要請する研究開発活動に関わった研究開発人員すべての労働時間、研究開発活動のために用いられた建物や設備の配属(また委託業務が実施された場所)を明確にしなければならない。企業は、なるべく早期に証拠となる内部管理資料を揃え、税務監査の際に、十分かつ有用な証拠となる資料を提示できるように準備しなければならない。この点については、研究開発分野の管理規約があり、その助言は非常に充実している。

4. 事前審査の手続き

企業が、支出した研究開発費用が研究開発税額控除に適用対象かどうかを判別するのは困難である。これを考慮し、税務当局に対し事前照会制度(事前審査: rescrit fiscal)を設けている。

事前審査依頼は、OSEO(中小企業庁)、フランス国立研究機構(Agence Nationale de la Recherche: ANR)、高等教育研究省(Ministère de l'Enseignement Supérieur et de la Recherche: MESR)に対しても同じ手順で行うものとする。

事前審査依頼書の提出は、定められた書式で、研究計画関連費を支出する前に行わなければならない。書類提出後、企業は3カ月の待機期間を待つことなくプロジェクトを開始することが出来る。

回答は3ヶ月以内に通知される。3ヶ月以内に回答がない場合は、暗黙の了解とする。

2008年1月1日以降、企業は税務当局に研究開発税額控除の監査を申し入れることが出来るようになった。不正確であったり間違っていた場合でも、企業は罰金なしにその状況を調整できる。

II 研究開発税額控除の計算法

研究開発税額控除は、企業が1暦年に計上した研究開発費に対して計算される。年間1億€を上限とし、研究開発費の30%が控除される。上限の1億€を超える場合には5%の控除率が適用される。研究開発税額控除制度をはじめて利用する企業、もしくは5年以上控除を受けていない企業に対しては、初年度40%、次年度35%の控除率が適用される。

ただし、初年度、次年度の高い控除率を受けるためには、企業は、過去5年間に研究開発税額控除を受けた企業によって過半数以上の資本を保有され、その支配下にあってはならない。

同様に、初年度、次年度の高い控除率を受益する場合、企業は、現在研究開発活動を停止していても過去5年間に研究開発税額控除を受けた企業の株を25%以上保有する企業によって、25%以上の資本を保有されてはならない。

→ これら新规定はすべて、2011年1月1日以降に支出した経費に適用され、2012年4月からの申告分が対象となる。この期日前に支出した経費については2010年の研究開発税額控除ガイドラインを参照。

例) 研究開発税額控除を初めて受ける企業。2011年に研究開発事業を開始し、その年間支出内訳は次のとおり:

▶ 若手博士*(1)の給与と社会保障負担費用	500,000€
▶ 他の研究者の給与と社会保障負担費用	3,000,000€
▶ 委託費用・民間企業	1,000,000€
公的研究機関	800,000€
▶ 研究開発に使用された設備の減価償却	50,000€
▶ その他経費	30,000€
研究開発の直接経費総額	5,380,000€

脚注

- (1) 若手博士: 博士および同等の学位を持ち、従業員数が前年より減少していない企業によって無期限雇用契約(CDI)で初めて雇用される者

	2011年	2012年	2013年
研究開発の直接経費	5,380,000	5,380,000	5,380,000
若手博士の給与と社会保障負担費 (最初の24か月の実質給与の200%)	1,000,000	1,000,000	500,000
他の研究者の給与と社会保障負担費	3,000,000	3,000,000	3,000,000
民間企業への研究開発委託費	1,000,000	1,000,000	1,000,000
公的機関への研究開発委託費 (実際の費用の200%)	1,600,000	1,600,000	1,600,000
経常経費(一括定額) －人件費の50% －若手博士24ヵ月分人件費200% －研究開発に寄与した固定資産の 減価償却費の75%	2,537,500	2,537,500	1,787,500
研究開発に使用された設備の減価償却費	50,000	50,000	50,000
その他適格経費	30,000	30,000	30,000
研究開発税額控除 適格基準額合計	9,217,500	9,217,500	7,967,500
控除率	40%	35%	30%
企業が受ける研究開発税控除額	3,687,000	3,226,125	2,390,250

Ⅲ 研究開発税額控除の用途

研究開発税額控除は、研究開発費用が生じた事業年の法人税から控除される。

控除額がその年度の法人税額を超える場合、フランス税務当局への貸越勘定(非課税)となり、以降3年間の法人税と相殺されることが可能。ただし、定額法人税(Imposition forfaitaire annuelle)の支払いや法人税付加税(contribution additionnelle)の支払いには使用できない。

3年の期限内で法人税の納付に使用されなかった控除額については還付される。

法人税から相殺されなかった2009年の研究開発税額控除は2010年に即時還付をうけられる。

また、革新的な新興企業、新しい企業(*2)、経営難の企業、および中小企業(*3)は研究開発税額控除の即時還付を要求出来る。

研究開発センターは多くの場合コストセンターであるため、企業が支払う法人税は低く、一般に研究開発税額控除するに十分ではない。このような場合、企業は研究開発活動をフランスの他の活動に併合したり、研究開発税控除額を金融機関で動産化するか、さらには3年の期限満了時に還付要請できる。

研究活動の成果が研究開発税額控除基準に満たないとしても、フランスで他の活動(工業、商業、サービス)を行っている場合、一定の条件を満たしていれば、研究センターを他のフランス企業の一部署とすることで、研究開発税額控除を他の活動の成果とすることが可能。この場合研究センターは法人格を持つことはできないが、フランス国内に独自の拠点を置くことができる。

参考リンク:

<http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/pid23676/le-credit-impot-recherche.html>

脚注

- (2) 新しい企業: フランス国内に設立され、企業グループにも属さず、全く新しい活動を行う会社
- (3) 中小企業に対する貸越勘定の即時還付は2010年1月1日以降の支出から実施される。
中小企業とは、従業員が250人(フルタイム労働)未満、年間売上高が5000万€未満、また総資産額が4300万€未満の企業を意味する。企業がその資本の25%以上を他の企業によって保有されている場合、従業員数、年間売上、もしくは双方の総資産額の合計が考慮される。

【本資料に関するお問い合わせ先】

在日フランス大使館 対仏投資庁 日本事務所

〒106-8514 東京都港区南麻布 4-11-44

TEL: 03-5798-6140 FAX: 03-5798-6154 E-mail: japan@investinfrance.org

Website: <http://www.investinfrance.org/jp>

